

茨木市産後ケア事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、出産後の心身が不安定になりやすい期間に保健指導を必要とする褥婦及び産婦（以下「母親」という。）並びにその新生児及び乳児（以下「乳児等」という。）に対し、出産後の母体の保護及び保健指導等の支援（以下「産後ケア事業」という。）を実施することにより、母親の身体的回復及び心理的な安定を促進し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

(実施主体)

第2 産後ケア事業の実施主体は、茨木市とする。ただし、市長が別に定める基準を満たす医療機関又は助産所（第4において「医療機関等」という。）に委託することができるものとする。

(対象者)

第3 産後ケア事業の対象となる者（第4において「対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている産後1年を経過しない母親及びその乳児等であって家族等から十分な家事、育児等の支援が得られない者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、医療行為を必要とする者は除く。

- (1) 出産後に心身の不調又は強い育児不安等があると認める者
- (2) その他市長が特に支援が必要であると認める者

(事業内容及び実施方法)

第4 産後ケア事業の内容は、対象者を医療機関等に宿泊または通所させ、次に掲げる内容を実施するものとする。

- (1) 母親への保健指導
- (2) 母親への栄養指導
- (3) 母親への心理的ケア
- (4) 適切な授乳が実施できるためのケア
- (5) 育児の手技についての具体的指導及び相談
- (6) その他必要な保健指導等

2 産後ケア事業は、市長が委託した医療機関等（以下「委託事業者」という。）が実施するものとする。

(利用日数)

第5 産後ケア事業の利用日数は、宿泊型7日、通所型7日までとする。ただし、市

長が特に必要と認めるときは、7日を超えて利用することができる。

(実施日等)

第6 産後ケア事業の実施日、実施時間及び休業日については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 実施日 月曜日から日曜日までの間で市長が定める日とする。

(2) 実施時間

ア 宿泊型の場合、利用を開始する日の午前10時から利用を終了する日の午後7時までとする。

イ 通所型の場合、午前10時から午後7時までとする。

(3) 休業日 市長が定める日及び12月29日から翌年1月3日までの日とする。

(利用の申請)

第7 産後ケア事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、茨木市産後ケア事業利用申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の属する世帯全員の住所を証する書類(申請日前3月以内に交付されたものに限る。)

(2) 申請者の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯又は市民税非課税世帯であることを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項第1号及び第2号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(利用の承認等)

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに必要な調査を行い、利用の可否を決定し、茨木市産後ケア事業利用承認通知書(様式第2号)又は茨木市産後ケア事業利用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用を承認したときは、委託事業者に対し茨木市産後ケア事業利用依頼書(様式第4号)により利用を承認された者(以下「利用者」という。)に関する必要な情報を提供するものとする。

3 市長は、利用者に対し産後ケア事業の利用に関する重要事項を十分に説明するものとする。

(利用の変更等)

第9 利用者は、利用の承認結果通知後において第7の申請内容を変更しようとするときは、茨木市産後ケア事業利用変更申請書(様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる事由に該当するときはこの限りでない。

- (1) 緊急やむを得ない事由があるとき。
- (2) 軽微な変更であるとき。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更が適切と認めるときは茨木市産後ケア事業利用変更承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により利用を承認したときは、委託事業者に対し茨木市産後ケア事業利用変更依頼書（様式第7号）により利用を承認された者に関する必要な情報を提供するものとする。
（利用の承認の取消し）
- 第10 市長は、産後ケア事業の利用の承認を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、産後ケア事業の利用の承認をせず、又は取り消すことができる。
 - (1) 産後ケア事業を利用する必要がなくなったとき。
 - (2) 転出したとき。
 - (3) 虚偽の申請又は不正な行為によって利用の承認を受け、又は受けようとしたとき。
 - (4) その他市長が不相当と認めたとき。
（利用者負担金の支払）
- 第11 利用者は、別表に定める利用者負担金を委託事業者に直接支払うものとする。
（実施報告等）
- 第12 委託事業者は、産後ケア事業の利用が終了したときは、速やかに茨木市産後ケア事業実施報告書（様式第8号）を作成し、市長に提出するものとする。
 - 2 委託事業者は、産後ケア事業の利用が終了した利用者が継続して支援を要すると判断するときは、市と情報交換を行うなど連携を図るものとする。
（損害賠償）
- 第13 利用者は、産後ケア事業の利用において委託事業者の施設その他付属設備等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
（報告及び調査）
- 第14 市長は、産後ケア事業の実施状況等について委託事業者に対し随時に必要な報告を求めることができるとともに必要があると認めるときは、実地の監査及び調査を行うことができる。
（秘密の保持及び目的外使用の禁止）
- 第15 委託事業者は、産後ケア事業の実施で知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。
（その他）

第16 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

別表（第11関係）

1 宿泊型

項目		利用者負担金	
		市民税非課税世帯 生活保護受給世帯	左記以外の世帯
基本料	1泊2日	2,300円	5,500円
	1日追加	1日につき1,150円	1日につき2,750円
多胎児加算額	1泊2日	1人につき 0円	1人につき 730円
	1日追加	1人につき 0円	1人につき 370円

2 通所型

項目		利用者負担金	
		市民税非課税世帯 生活保護受給世帯	左記以外の世帯
基本料	1日	900円	1,800円
多胎児加算額	1日	0円	200円

様式第1号（第7関係）

茨木市産後ケア事業利用申請書

（あて先）茨木市長

次のとおり、産後ケア事業の利用を関係書類を添えて申請します。

申請日		年 月 日						
申請者（利用者）	フリガナ					生年月日	年 月 日	
	氏名	Ⓜ (自署の場合は押印不要)						
	住所	茨木市 電話番号						
	フリガナ 乳児等の氏名			性別	出生日	年 月 日 (第 子)		
	在胎週数	週	出生体重	g	出生医療機関			
世帯構成	氏名	続柄	生年月日			職業等	特記事項	
			年 月 日					
			年 月 日					
			年 月 日					
			年 月 日					
世帯区分								
申請理由	<input type="checkbox"/> 家事、育児などを手伝ってもらえる家族等がないため。 <input type="checkbox"/> 体調の不良などがあり、休息の時間を取りたいため。 <input type="checkbox"/> 育児について不安があるため。 <input type="checkbox"/> その他（ ）							
利用希望医療機関等								
緊急連絡先	フリガナ 氏名	(続柄：)				電話番号		
	住所							

〔同意欄〕

- 産後ケア事業の審査に必要があるときは、私及び私の属する世帯全員の住民登録、課税状況及び生活保護受給の有無について茨木市長が住民基本台帳、市民税課税台帳及び生活保護に関する事務の関係書類等で確認することに同意します。
- 茨木市産後ケア事業の利用にあたり、茨木市長が委託事業者に対して必要な個人情報を提供すること及び委託事業者が茨木市長に対して必要な個人情報を提供することに同意します。
- 茨木市産後ケア事業の利用者負担金を必ず支払うことに同意します。
- 申請内容の変更があるときは、速やかに茨木市長に申し出ることに同意します。

申請者

Ⓜ

（自署の場合は押印不要）

様式第2号（第8関係）

年 月 日

様

茨木市長

印

茨木市産後ケア事業利用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市産後ケア事業の利用について、
次のとおり承認しましたので通知します。

利用医療機関等	名 称 所 在 地 電 話 番 号
利用サービス	
世帯区分	
備考	

年 月 日

様

茨木市長

印

茨木市産後ケア事業利用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市産後ケア事業の利用について、次のとおり不承認と決定しましたので通知します。

（不承認理由）

様式第4号（第8関係）

年 月 日

様

茨木市長

印

茨木市産後ケア事業利用依頼書

以下の者に対して茨木市産後ケア事業の利用を承認しました。

母親氏名 乳児等氏名		電話番号	
添付資料			
世帯区分			
備考			

年 月 日

（あて先）茨木市長

申請者 住所
氏名 印
（電話番号）

※自署の場合は押印不要

茨木市産後ケア事業利用変更申請書

年 月 日付けで承認のあった茨木市産後ケア事業の利用について、
次のとおり変更を申請します。

変更内容	変更前	変更後
利用医療機関等		
（ その他 ）		
変更理由		
特記事項		

様式第6号（第9関係）

年 月 日

様

茨木市長

印

茨木市産後ケア事業利用変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市産後ケア事業の利用の変更について、
次のとおり承認しましたので通知します。

利用医療機関等	名 称 所 在 地 電 話 番 号
利用サービス	
備考	

様式第7号（第9関係）

年 月 日

様

茨木市長

印

茨木市産後ケア事業利用変更依頼書

以下の者に対して茨木市産後ケア事業の利用の変更を承認しました。

母親氏名 乳児等氏名		電話番号	
添付資料			
備考			

茨木市産後ケア事業実施報告書

(あて先) 茨木市長

事業者名 及び 代表者名	
--------------------	--

茨木市産後ケア事業を実施しましたので、次のとおり報告いたします。

産後ケア事業					ご利用者氏名	利用サービス									助言内容・特記事項等			
年	月	日	曜日	時間帯														
母					様													
児					様													
年					: ~ :													
年					: ~ :													
年					: ~ :													
年					: ~ :													
年					: ~ :													
年					: ~ :													
利用日数					確認欄 (※ご利用者印 自署可)		医療行為の有無 及びその内容		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>								

【利用時の母子の状況等】	市への 引継事項	<input type="checkbox"/> フォローが必要 <input type="checkbox"/> フォローの必要なし
--------------	-------------	--